

大阪府の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針の記載内容 (R2.12.18閣議決定)
29	障がい福祉サービス（特に「自立訓練（生活訓練）」）における利用期間の弾力的運用	文部科学省 厚生労働省	大阪府 滋賀県 京都府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 堺市 神戸市 関西広域連合	5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等)にあっては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
31	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	厚生労働省	大阪府	5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	内閣府 文部科学省 厚生労働省	大阪府	5【厚生労働省】 (34) 子ども・子育て支援法(平24法65) (v) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。 ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。